

東京都石神井学園

I 施設概要

所在地	東京都練馬区石神井台3-35-23
-----	-------------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	134人
	第2種社会福祉事業	地域子育て支援事業	7人

II 平成28年度の運営方針

恵まれた自然環境の中で、一人ひとりの児童の意向や個性を尊重し、児童自身が真に大切にされていると感じる「児童の最善の利益」に適った質の高いサービスの提供、安全・安心で快適な施設環境の実現、サービスを支える人材の育成及び運営体制の強化、予算の計画的な執行管理等、施設運営の充実に努めていく。

1 利用者本位の質の高いサービスの提供

日々の生活基盤として、引き続き、本園においては家庭的な環境を整えた小規模グループケアの寮運営を充実させるとともに、地域の中でグループホーム3か所を運営し家庭的養護を推進していく。とりわけ、児童が安全性や温かみ、大切にされていることを実感できるような支援、住環境の整備への取組を強化していく。

また、児童の年齢や心身の発達状況、家庭状況などを踏まえ、社会生活に必要な基本的な生活習慣から自立のための訓練、家庭復帰に向けた調整まで、学校、児童相談所等の関係機関や保護者と連携し、個別の状況・支援課題に適ったきめ細かな自立支援を行う。

2 公的な役割の強化

これまで、都立施設が担ってきたセーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たしていく。

3 人材育成と運営体制の強化

質の高いサービスを安定的に提供するため、ベテラン職員の支援技術を継承し中核となる職員を育成するとともに、支援の専門性の向上を図る取組を強化する。

Ⅲ 実施計画

入所児童は、平成27年度末現在、中学生以上が6割弱、在園期間3年未満の児童が約6割という状況である。また、虐待等による愛着障害、ADHDやアスペルガー症候群等の発達障害を有する児童が増加する傾向にある。さらに、児童自立支援施設や他の児童養護施設からの措置変更児童も多く、これらの児童の支援課題は多様で複雑な様相を呈しており、これまでも増し、適切なアセスメントに基づく専門的な支援が求められている。このため、平成28年度は、児童相談所や学校、病院等関係機関との連携を一層強化し、きめ細かな支援を展開していく。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

ア 適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

自立支援計画は、事業団で標準化したアセスメントシートを用い、5月までに策定し、児童相談所、保護者等関係者で情報を共有する。計画の実施状況を随時検証し、10月には全児童についてモニタリングを行い必要に応じて計画の見直しを行う。また、全ての児童について、児童福祉司を含めたケース検討会を年1回以上実施する。アセスメント等にあたっては、医師、看護師、心理職員、栄養士や児童相談所、学校、病院など専門的見地からの見立てや助言等を反映し、支援においても連携を強化する。

イ 多様な支援課題への対応

入所児童の多様な支援課題に適切に対応するため、以下の取組について専門的支援の充実を図る。

- ① 男女別高校生寮の運営
- ② 就労・進学支援の充実
- ③ 自活訓練の実施
- ④ アフターケアの充実
- ⑤ 親子宿泊の実施・家庭復帰の促進
- ⑥ 医務室による積極的な健康管理
- ⑦ 心理療法・CAP等の実施

支援にあたっては、児童の特性、能力、適性等について丁寧にアセスメントを行い計画的な支援を行う。

(2) 家庭的な寮運営

ア 自主調理・出張調理の充実

自主調理や出張調理を充実するほか、土・日曜日、祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な雰囲気を出す寮運営を推進していく。また、児童の年齢や発達段階に応じた食生活習慣などを身につけることができるよう食育の推進について検討を行うとともに、自立・自活を目指す年長児童の自活訓練において食に関する支援を強化していく。

自主調理（一般寮）	年60回	各寮6回×10寮
出張調理（一般寮・GH）	年28回	各寮2回×14寮

イ グループホームの充実

地域の中で、家庭的環境を確保し児童の養育を行うグループホームを引き続き3か所運営し、家庭的養護を推進していく。

名 称	定 員	備 考
はくちょう寮	8人	都型
さつき寮	8人	都型
すばる寮	6人	国型

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

園内の職種間連携及び児童相談所や保護者等との連携を図り、児童と保護者との関係調整、保護者からの相談に応じる体制や親子宿泊の体制を整えるなど家族再統合等の家族支援の取組を充実していく。

また、就労支援においては、民間企業やNPO法人等と連携し、職場実習や職場体験等の機会を計画し社会経験の拡大を図るとともに、学習支援においても、学習ボランティア、NPO法人等との連携を強化するなど、学習意欲の喚起や基礎学力の獲得、進学等を目標とした学習環境の整備、学習支援に取り組む。

* 家族再統合等

親子宿泊	延べ2泊	対象児童1人
保護者との面会	延べ30回	対象児童5人
保護者との外出	延べ120回	対象児童40人
保護者との外泊	延べ300泊	対象児童30人

* 自立に向けた支援

学習会等	延べ180回	生活講座4回、その他5回
自活訓練等	1人当たり14日	対象児童13人

(4) アフターケアの充実

アフターケアについては、自立支援の重要な取組と位置付け、児童相談所、保護者、就労先や関係機関等と緊密な連携を図り、自立支援コーディネーターが調整を行い計画的な支援を行う。また、退所した児童を支援する催しを計画し実施する。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	115人	対象児童：285人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】
------	------	---------------------------------------

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成27年度を受審では、①公的役割を担う施設としての連携型専門ケア機能モデル事業の取組、②施設間研修による課題解決に向けた取組、③子どもの状況に応じた学習支援や自主調理等での寮の裁量による生活の充実への取組について高い評価を得た。引き続き、これらの取組を充実させるとともに、改善の指摘があった、①ルールの考え方の議論を踏まえた実践への期待、②心理的ケアの充実、③支援力の向上を図るための記録のとり方の重視への期待、については、改善計画を策定し取組の強化に努める。また、平成27年度においても福祉サービス第三者評価を受審しサービスの向上に努めていく。

(2) 苦情解決制度の充実

引き続き、「石神井学園苦情解決規程」に基づき、苦情解決体制の充実・強化に努める。また、第三者的立場で児童からの様々な相談を受け、園に助言・指導等を行う「子ども相談員（第三者委員兼務）」を配置し、児童が意見や要望、苦情を申し出しやすい体制を推進していく。

子ども相談員（第三者委員兼務）	相談実施回数
3人（弁護士等）	年27回・月2～3回

(3) 利用者満足度調査

サービス改善に向けたテーマを設定の上、児童からの意向調査をもとに、サービス改善を図る。

実施内容	実施時期
9月までにテーマを検討し、実施する。	12月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ

虐待による様々な症状を持つ児童や高度な支援課題を有する高齢児童、他施設からの措置変更児童等、特別な支援が必要な児童の支援の充実を図る。

(2) 「連携型専門ケア機能モデル事業」の実施

虐待による重篤な愛着障害の症状を有する児童等を確実に受け入れる「連携型専門ケア機能モデル事業」を着実に実施する。

(3) 専門的な支援技術等の普及啓発（福祉人材の養成・育成支援の取組）

大学・専門学校等から実習生を計画的に受け入れ、夜間・休日勤務を含む実践

的な実習を行う。また、東京都の新任の児童福祉司や養育家庭・里親向けの研修を実施するなど、専門的な支援技術の外部への普及啓発を図る。

事 項	延人数	内 訳
社会福祉士・保育士等実習生の受入れ	810人	大学・短期大学・専門学校
職員派遣研修等の受入れ	10人	児童相談所・養育家庭・福祉保健局

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

引き続き、OJT推進担当者、新人職員育成担当者（チューター）を配置し、積極的にOJTを推進していくとともに、石神井学園人材育成PTの検討を踏まえた「人材像チェックリスト」を、新任職員、中堅職員等の人材像の指標等として有効に活用していく。また、ベテラン職員の支援技術等を継承していく取組として、平成25年度より「ベテラン職員の話を知ろう」をテーマとして懇談会（研修）を実施して、成果をフィードバックしてきたが、この取組趣旨を踏まえ、さらに充実しながら継続して実施するとともに、明文化資料を研修等に活用するなど支援技術の継承に努めていく。さらに、他寮の優れた実践を共有する取組についても充実していく。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種などに応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努める。また、新任職員、非常勤職員への基本研修や支援技術等の向上を図るための研修についても引き続き充実していく。園外研修については、成果を全職員に周知するための報告会を必ず行う。

研 修 内 容	対 象 者	実 施 時 期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員	9月
メンタルヘルス研修	全職員	11月
CAP研修	全職員	12月
専門性向上研修（権利擁護・児童との関係づくり・暴力への対処方法等）	全職員	年度中
他施設見学	全職員	年度中

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

児童の権利擁護への取組は重要課題であり、基本となる「職員倫理綱領」については、全体会議等で徹底するとともに、1年に1回、支援の状況について点検・検証を行い、研修を実施する。また、新規入所児童に対しては、「児童権利ノート」、「子ども相談員制度」、「意見箱」等について、理解し易い方法で説明を行う。なお、在園児童への「児童権利ノート」等の説明は、小学4年生及び中学校入学時に実施し、年少児については、「紙芝居形式の権利ノート」を用いて丁寧な説明を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	10回	①児童の権利擁護、②権利ノート、 ③CAP・マルチリートメント、④性教育 等

(2) 外部専門家・外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解するとともに、それらの課題に適切に対応していくため、医師の巡回相談、外部講師、職員OBのスーパーバイズを活用し、外部専門家等と連携した支援を行っていく。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適正な管理を徹底していく。

具体的には、研修の実施のほか、朝会や危機管理委員会等を通じて意識啓発及び事故防止に努めていく。

(4) リスクマネジメントの徹底

入所児童の健康管理は、看護師、嘱託医を中心に万全を期し、特に、感染症対策については医務室主導のもとに積極的に取り組んでいく。また、園全体のリスクマネジメントについては、定期的開催される危機管理委員会及び事故防止委員会におけるヒヤリ・ハットや事故事例の検証を行い、必要な対策を講じていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
危機管理委員会	10回	ヒヤリ・ハットの検証、事故防止対策等

(5) 災害対策の取組強化

児童棟の改築工事、新棟の改修工事にともない、防災計画の避難方法や避難経路、応援体制などについて見直しを行う。また、これを踏まえ、夜間訓練を含む防災訓練（地震・火災等）を適切に実施するなど、災害時の防災対応の強化に努

める。さらに、大地震等の大規模災害に対応するため、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制、職員公舎職員との応援体制・連携体制を強化するとともに、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づく体制整備を推進していく。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年12回	総合訓練、棟合同訓練、グループホーム合同訓練 防災設備研修 等
防災会議	年2回	防災計画全般 等

（6）働きやすい職場環境の整備

朝会、全体会議、各委員会活動、自立支援計画検討会等の効果的な実施に努めるとともに、幹部職員と各フロアとの意見交換の場を設定する。

また、幹部職員による定期的な面談等により、職員の就業状況や意向・意見を把握し、職員一人ひとりが常に仕事に対して意欲的に望めるような環境の整備に努める。新規採用職員については、産業医による個別面談を実施するとともに、その他の職員についても幹部職員、産業医に気軽に相談できる窓口を確保するなど、特にメンタルヘルスの取組を充実していく。

（7）効率的な施設経営の実施等

施設の理念、基本方針の実現に向け、施設経営や業務の効率化の観点から、予算の計画的な執行管理による効果的な経費の支出、人事、労務等の分析・検証を行うなど効率的な施設経営に努める。

グループウェア及びPHSを活用して、効率的かつ効果的な情報共有の取組を進め、光熱水費等の使用状況の情報を提供するなどコスト意識の醸成を図る取組を充実する。また、備品や消耗品の購入方法について再検討を行い、適切な執行がなされるよう見直しを行う。

6 地域社会への貢献

（1）地域生活を支えるサービスの充実

ア 子育て短期支援事業

施設機能を活用し地域の家庭の子育てを支援するために、ショートステイ、トワイライトステイを実施する。

サービス内容	対象地域	利用者数
ショートステイ	練馬区・豊島区・中央区	650人
トワイライトステイ	練馬区	20人

イ 子育て支援の連携

練馬区の子育てを支援するために、子ども家庭支援センター連絡会、子育て支援ネットワーク会議、児童館懇談会等に参加し連携を強化する。

ウ 養育家庭との連携

養育家庭への移行に向け、児童相談所と連携して、児童及び保護者の理解が得られるよう支援する。また、養育家庭に措置変更後は、アフターケアを実施して、児童が円滑に養育家庭に溶け込めるよう支援する。

(2) 多様な主体との連携

ア ボランティアの積極的な受入れ

施設における児童の生活向上と健全育成を図れるよう、ボランティアの積極的な活用を図る。

イ 自治体・企業体との協働

公的サービスや金融の仕組みに関する生活講座等、児童の自立支援に向け、積極的な協働を図る。

事 項	延べ人数	内 容
趣味・情操等	150人	ピアノ、手芸、絵画の指導等
自立支援講座等	280人	学習指導、進路相談、社会生活技術講座、職場体験等
学園行事、運営サポート	45人	学園行事、植栽、理髪等
生活ボランティア	80人	遊び、見守り、交流等

(3) 地域との連携・協力関係の強化

地域との相互交流を推進し、連携・協力関係を強化する。

内容	対象者・実施回数・参加者数等
地域公開講座	地域住民・年1回・80人